

医療監視の要点 砺波医師会

医療監視官はさりげなく談笑・雑談しながら厳しく

院内をチェックします。

必ず聞かれます。調剤は医師か薬剤師 レントゲン照射は医師か

放射線技師が行なう事。

令和2年3月現在の指摘内容です。順次改訂します。

1) 玄関・待合スペース

a 基本情報の掲示

開設者・管理者・保険医の名称

診療時間・休診日

b 施設内全面禁煙の張り紙

(もしくは分煙ボックス設置)

c 個人情報保護に関する院内掲示

2) 院内全面

a 足踏み式蓋付きのゴミ箱 (ムサシ・コメリで OK)

b アルコール消毒液、ヒビテン等は開封した日付を

容器に記入する事

c 酒精綿容器に調合した日をシール等で記載する事

d 酒精綿は作り置きを使用しない事

3) 院内薬局関連

a 調剤は必ず医師か薬剤師が行う事

b 分包機の操作は医師か薬剤師が行う事

c 劇薬（ラベルが赤い文字で表示）は一カ所にまとめ

他剤（ラベルが黒い文字で表示）と混在させない事

（キシロカイン・降圧剤・骨粗鬆症関係・消炎鎮痛剤などは劇薬）

d 向精神薬は鍵のかかる所に保管する事

e 副作用情報、改訂添付文書は保管する事（但し保管期間は不明）

f 室内・冷蔵庫に温度計を設置する事

g 処方箋は医師の署名・捺印する事

h 薬剤の在庫と有効期限は帳簿で管理する事

i 麻薬・向精神薬・劇薬の使用量と在庫量が合う事

帳簿で管理する事

（仕入れ 10 = 使用 5 + 在庫 5 は○、使用 5 + 在庫 4 は×）

4) 医療安全講習

a 年 2 回（努力義務）

b 管理者が話しても良い（伝達講習として）

5) ミッペール（足踏み式の蓋にする事）

a 針はリキャップせず、針のまま捨てる事

6) 全ての医療機器の保守点検（年1回）と安全講習

a 業者と保守点検契約し契約書を保管する事

7) 放射線機器の点検

a 半年に1回の線量点検が必要（医師協同組合で業者斡旋）

b 各人の被ばく線量を（バッチ）測定しデータを保管する事

8) 職員採用と健康管理

a 職員採用時は健診する事

b 人間ドックの結果は封を開けてコピーし保存する事